

河川における避難指示等

多摩川（国土交通省京浜河川事務所）

河川の特性

- ① 支流に大栗川や浅川がある。
- ② 上流域の小河内ダムで放流があると、下流域の水位が上昇する。
- ③ 架橋（上流より順に記載）

架橋名	管理者
府中四谷橋	東京都北多摩南部建設事務所
京王多摩川橋梁	京王電鉄
関戸橋	東京都北多摩南部建設事務所
新関戸橋	

避難情報発令基準水位

- ① 観測所・・・石原観測所（調布市多摩川）
- ② 対象地区・・・石原洪水予報区間
- ③ 石原観測所及び上流観測所水位基準

名称	水位及び観測所名			発令する避難情報	
	石原 （調布市 多摩川）	調布橋 （青梅市長湊）	日野橋 （日野市日野）		
氾濫開始相当水位	8.68m			緊急安全確保【警戒レベル5】	黒
氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）	4.90m （左岸 26.8K）	1.60m	3.60m	避難指示【警戒レベル4】	紫
避難判断水位	4.30m	1.20m	—	高齢者避難【警戒レベル3】	赤

発令基準

水位及びその他の要素等、総合的に判断し発令する。

発令名	判断基準
<p>緊急安全確保 【警戒レベル5】</p>	<p>(災害が切迫)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 石原水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である 8.68m に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 2. 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 3. 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） <p>(災害発生を確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合） <p>※ 発令基準例1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>
<p>避難指示 【警戒レベル4】</p>	<p>1～7のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 石原水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である 4.90m に到達したと発表された場合 2. 石原水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である4.90mに到達していないものの、石原水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である8.68mに到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） 3. 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4. 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合

発令名	判断基準
	<p>5. 小河内ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>6. 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>7. 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p>※ 発令基準例6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>
<p>高齢者等避難</p> <p>【警戒レベル3】</p>	<p>1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する</p> <p>1. 石原水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である4.30mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合</p> <p>2. 石原水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>3. 多摩川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</p> <p>4. 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5. 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>※ 小河内ダムが放水している場合は、上流の水位上昇や気象情報などを十分に観察し、怪しければ避難情報の発令に踏み切ること</p>

浅川（国土交通省京浜河川事務所）

特性

- ① 多摩市域には、河川が無い。（八王子・日野市域）
- ② 上流八王子市域に雨が降ると、下流域の水位が上昇する。
- ③ 令和元年台風第19号では、浅川の増水による「避難準備・高齢者等避難開始」の避難情報が最も早く発令された

避難情報発令基準水位

- ① 観測所・・・浅川橋（八王子市大横町）
- ② 対象地区・・・浅川橋洪水予報区間
- ③ 浅川橋観測所の基準水位

名称	水位	発令する避難情報	
氾濫開始相当水位	4.09m	緊急安全確保【警戒レベル5】	黒
氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	2.60m (右岸 11.8k2.60m)	避難指示【警戒レベル4】	紫
避難判断水位	2.20m	高齢者等避難【警戒レベル3】	赤

発令基準

水位及びその他の要素等、総合的に判断し発令する

発令名	判断基準
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<p>(災害が切迫)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 浅川橋水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である 4.09m に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 2. 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 3. 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） <p>(災害発生を確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の

発令名	判断基準
	<p>氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）</p> <p>※ 発令基準例1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>
<p>避難指示 【警戒レベル4】</p>	<p>1～7のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 浅川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.60mに到達したと発表された場合 2. 浅川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.60mに到達していないものの、A川のB水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である4.09mに到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） 3. 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4. 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5. 小河内ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 6. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 7. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） <p>※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※ 発令基準例6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>
<p>高齢者避難 【警戒レベル3】</p>	<p>1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 浅川橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である

発令名	判断基準
	<p>2.2m に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合</p> <p>2. 浅川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>3. 多摩川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</p> <p>4. 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5. 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>※ 小河内ダムが放水している場合は、上流の水位上昇や気象情報などを十分に観察し、怪しければ避難情報の発令に踏み切る。</p>

大栗川（国土交通省京浜河川事務所）

特性

- ① 支流に東京都管理による大栗川や乞田川がある。
- ② 上流八王子市域に雨が降ると、下流域の水位が上昇する。
- ③ 架橋

架橋名	管理者
報恩橋	多摩市
向ノ岡大橋	東京都南多摩東部建設事務所

- ④ 水門

名称	場所	管理者	水門操作者
小河原排水樋管	左岸 新大栗橋下流 40m	国土交通省京浜河川事務所	多摩市
大栗川排水樋管	右岸 連光寺 1-1	多摩市	多摩市
大川排水樋管	左岸 関戸 3-5	多摩市	多摩市

避難指示等

- ① 観測所・・・報恩橋観測所（多摩市連光寺）
- ② 対象地区・・・報恩橋洪水予報区間
- ③ 報恩橋観測所の水位基準

名称	水位	発令する避難情報	
氾濫開始相当水位	4.65 右岸	緊急安全確保【警戒レベル5】	黒
氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	2.50m	避難指示【警戒レベル4】	紫
避難判断水位	2.00m	高齢者避難【警戒レベル3】	赤

発令基準

水位及びその他の要素等、総合的に判断し発令する

発令名	判断基準
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<p>(災害が切迫)</p> <ol style="list-style-type: none"> 報恩橋水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である 4.65m に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） <p>(災害発生を確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） <p>※ 発令基準例1～3を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例4の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>
避難指示 【警戒レベル4】	<p>1～6のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 報恩橋水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)である2.50m に到達した場合 報恩橋水位観測所の水位が一定の水位(2.00m)を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> 霞ヶ関橋・車橋の水位観測所の水位が急激に上昇している場合

発令名	判断基準
	<p>② 大栗川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>③ 大栗川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、時間雨量が 50mm 以上となる場合）</p> <p>3. 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4. 小河内ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>5. 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>6. 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※ 夜間・未明であっても、発令基準例 1～4 に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p>※ 発令基準例 2 については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択する。</p> <p>※ 発令基準例 5 については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>
<p>高齢者等避難 【警戒レベル3】</p>	<p>1. 報恩橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である 2.0m に到達した場合</p> <p>2. 報恩橋水位観測所の水位が一定の水位（1.30m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① 大栗川の霞が関橋、乞田川車橋に設置してある水位観測所の水位が急激に上昇している場合 【保留】</p> <p>② 地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、時間雨量が 50mm 以上となる場合）【保留】</p> <p>3. 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4. 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>

発令名	判断基準
	<p>※水位が設定されていない場合、1、2の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の①～③を参考に目安とする基準を設定し、発令することが考えられる。</p> <p>※発令基準例2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択する。</p>

大栗川（東京都建設局）

特性

- ① 支流に東京都管理による大田川（八王子市域）がある。
- ② 上流八王子市域に雨が降ると、下流域の水位が上昇する。
- ③ 都市化により、降雨が道路に浸透しきれなくなり、雨水管や水路をとおり河川に大量に流れ込み水位が上昇する。
- ④ 架橋（上流より順に記載）

	架橋名	管理者		架橋名	管理者
1	久保下橋	多摩市	7	明神橋	多摩市
2	中和田橋	多摩市	8	東寺方橋	多摩市
3	殿田橋	南多摩東部建設事務所	9	霞ヶ関橋	多摩市
4	並木橋	多摩市	10	大栗橋	南多摩東部建設事務所
5	新堂橋	多摩市	11	新大栗橋	南多摩東部建設事務所
6	宝蔵橋	南多摩東部建設事務所			

- ⑤ 水門

名称	場所	管理者	水門操作者
第2樋管 東寺方排水樋管	左岸 東寺方 1-13-10 先	多摩市	多摩市
第1樋管 古茂川排水樋管	左岸 関戸 4-30	多摩市	多摩市

避難指示等

- ① 観測所・・・霞ヶ関橋観測所（多摩市桜ヶ丘）
 - ② 対象地区・・・霞ヶ関橋洪水予報区間
 - ③ 霞ヶ関観測所の水位基準
- ※ 東京都が管理する大栗川は、水位周知河川ではないため、洪水に関する水位の基準「氾濫危険水位・避難判断水位・氾濫注意水位」は設定されていない。

しかしながら、避難指示等の判断をする場合には、数値等の明確な基準が必要
なため、「東京都水防総合情報システム」による指定水位である「注意・危険・
氾濫」を目安として活用する。

名称	水位及び観測所名		水位基準
	霞ヶ関橋	常盤橋（参考）	
氾濫	5.76m	5.30m	緊急安全確保【警戒レベル5】
危険	4.03m	4.77m	避難指示【警戒レベル4】
注意	2.30m	3.18m	高齢者避難【警戒レベル3】

発令基準

水位及びその他の要素等、総合的に判断して発令する。

発令名	判断基準
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<p>(災害が切迫)</p> <ol style="list-style-type: none"> 霞ヶ関観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）である 5.76m に到達した場合 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） <p>(災害発生を確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） <p>※ 発令基準例1～3を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>
避難指示 【警戒レベル4】	<p>1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 霞ヶ関観測所の水位が一定の水位 4.03m に到達し、次の①～③

発令名	判断基準
	<p>のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① 霞ヶ関観測所の水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>② 大栗川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（警戒レベル4相当情報[洪水]）</p> <p>③ 大栗川地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、時間雨量が 50mm 以上となる場合）</p> <p>2. 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する</p> <p>※ 発令基準例1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択する。</p> <p>※ 発令基準例4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>
<p>高齢者等避難 【警戒レベル3】</p>	<p>1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。</p> <p>1. 霞ヶ関観測所の水位が一定の水位 2.30mに到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① 霞ヶ関観測所上流の水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>② 大栗川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>③ 霞ヶ関観測所上流での大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、時間雨量が 50mm 以上となる場合）</p> <p>2. 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3. 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが</p>

発令名	判断基準
	<p>予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>※ 発令基準例1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択する。</p> <p>※ 水位を観測していない場合、1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の②又は③を参考に目安とする基準を設定して発令することが考えられる。</p>

乞田川（東京都建設局）

特性

- ① 上流域に雨が降ると、下流域の水位が上昇する。
- ② 都市化により、降雨が道路に浸透しきれなくなり、雨水管や水路をとおり河川に大量に流れ込み水位が上昇する。
- ③ 架橋（上流より順に記載）

	架橋名	管理者		架橋名	管理者
1	稲荷橋	多摩市	13	乞田川人道橋	多摩市
2	山王橋	南多摩東部建設事務所	14	大橋	南多摩東部建設事務所
3	長久保橋	多摩市	15	新大橋	南多摩東部建設事務所
4	落合橋	多摩市	16	永山小橋	多摩市
5	下落合橋	多摩市	17	永山橋	南多摩東部建設事務所
6	上之根橋	多摩市	18	諏訪下橋	南多摩東部建設事務所
7	上之根小橋	多摩市	19	馬引沢橋	多摩市
8	久保谷橋	多摩市	20	南田橋	多摩市
9	であい橋	多摩市	21	熊野橋	多摩市
10	平戸橋	多摩市	22	車橋	多摩市
11	平戸小橋	多摩市	23	行幸橋	南多摩東部建設事務所
12	釜沼橋	多摩市	24	向ノ岡橋	多摩市

④ 測所

名称	観測所名	管理者
水位観測所	車橋	南多摩東部建設事務所

避難指示等

- ① 観測所・・・車橋観測所（多摩市関戸）
 - ② 対象地区・・・車橋洪水予報区間
 - ③ 車橋観測所の水位基準
- ※ 東京都管理河川の大栗川は、水位周知河川ではないため、洪水に関する水位の基準「氾濫危険水位・避難判断水位・氾濫注意水位」は設定されていない。
しかしながら、避難指示等の判断をする場合には、数値等の明確な基準が必要
なため、「東京都水防総合情報システム」による指定水位である「注意・棄権・
氾濫」を目安として活用する

名称	水位	水位基準
氾濫	4.58m	緊急安全確保【警戒レベル5】
危険	3.66m	避難指示【警戒レベル4】
注意	2.29m	高齢者避難【警戒レベル3】

発令基準

水位及びその他の要素等、総合的に判断して発令する。

発令名	判断基準
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<p>(災害が切迫)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 車橋観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）である 4.58m に到達した場合 2. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 3. 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞込むこと） <p>(災害発生を確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） <p>発令基準例 1～4 を理由に警戒レベル 5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例 5 の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル 5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>

発令名	判断基準
<p data-bbox="256 857 373 891">避難指示</p> <p data-bbox="256 907 475 940">【警戒レベル4】</p>	<p data-bbox="504 338 1355 416">1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令することが考えられる。</p> <ol data-bbox="504 432 1355 1182" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="504 432 1355 801">1. 車橋観測所の水位が一定の水位 3.68m に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 <ol data-bbox="560 528 1355 801" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="560 528 1355 562">① 車橋観測所の水位観測所の水位が上昇している場合 <li data-bbox="560 577 1355 656">② 乞田川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（警戒レベル4相当情報[洪水]） <li data-bbox="560 672 1355 801">③ 乞田川地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、時間雨量が 50 mm 以上となる場合） <li data-bbox="504 817 1355 851">2. 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 <li data-bbox="504 866 1355 996">3. 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） <li data-bbox="504 1012 1355 1182">4. 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） <p data-bbox="504 1198 1355 1276">※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p data-bbox="504 1292 1355 1370">※ 発令基準例1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択する。</p> <p data-bbox="504 1386 1355 1464">※ 発令基準例4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>
<p data-bbox="256 1697 432 1731">高齢者等避難</p> <p data-bbox="256 1747 475 1780">【警戒レベル3】</p>	<p data-bbox="504 1485 1355 1563">1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。</p> <ol data-bbox="504 1579 1355 2000" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="504 1579 1355 2000">1. 車橋観測所の水位が一定の水位 2.29m に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 <ol data-bbox="560 1675 1355 2000" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="560 1675 1355 1709">① 車橋観測所上流の水位観測所の水位が上昇している場合 <li data-bbox="560 1724 1355 1854">② 乞田川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） <li data-bbox="560 1870 1355 2000">③ 車橋観測所上流での大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、時間雨量が 50 mm 以上となる場合）

発令名	判断基準
	<p>2. 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3. 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>※ 発令基準例1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択する。</p> <p>※ 水位を観測していない場合、1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の②又は③を参考に目安とする基準を設定して発令することが考えられる。</p>